

令和 7 年 第 2 回

# 組合議会定例會議案

紀南環境広域施設組合



## 令和 7 年第 2 回紀南環境広域施設組合議会定例会議案目次

2 定報告第 1 号 専決処分事項について	1
(1) 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	2
(2) 紀南環境広域施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	14
(3) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	15
(4) 紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例及び紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	16
2 定議案第 1 号 令和 6 年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算について	20
2 定議案第 2 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて	38



## 2 定報告第1号

### 専決処分事項について

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年11月17日提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真砂充敏

記

- 1 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 2 紀南環境広域施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
- 3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 4 紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例及び紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

## 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「月額は」の次に「、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族である子」という。）については1人につき13,000円」を加え、「前項第1号及び第3号から第6号まで」を「前項第2号から第5号まで」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条を次のように改める。

### 第9条 削除

第10条第1項第1号中「配偶者」の次に「（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第11条第2項第1号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第3項第1号を次のように改める。

(1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

第11条中第7項を第9項とし、第4項から第6項までを2項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の2項を加える。

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第12条第3項中「国家公務員、職員以外の地方公務員又はこれらに準ずるものとして規則で定める者であった者から引き継ぎ給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）」

を削る。

第18条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「5時までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第23条の2中「、第9条及び第10条」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 183,500	円 230,000	円 265,300	円 298,800	円 321,300	円 355,200	円 408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700

22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900	439, 500
23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300
24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100
25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700
26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300
27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	

57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500		
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800		
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000		
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200		
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500		
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800		
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000		
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200		
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500		
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800		
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000		
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200		
86	256, 000	297, 100	346, 000	386, 600			
87	256, 300	297, 400	346, 400	387, 000			
88	256, 600	297, 700	346, 800	387, 400			
89	256, 900	298, 000	347, 000	387, 700			
90	257, 200	298, 300	347, 400	388, 200			
91	257, 500	298, 600	347, 800	388, 600			

		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
92	257,800	299,000	348,200	389,000			
93	258,100	299,200	348,400	389,300			
94		299,400	348,800				
95		299,700	349,200				
96		300,100	349,500				
97		300,300	349,800				
98		300,600	350,200				
99		301,000	350,600				
100		301,400	351,000				
101		301,600	351,500				
102		301,900	351,900				
103		302,200	352,300				
104		302,500	352,700				
105		302,700	353,200				
106		303,000	353,600				
107		303,300	353,900				
108		303,600	354,200				
109		303,800	354,700				
110		304,200					
111		304,600					
112		304,900					
113		305,100					
114		305,300					
115		305,600					
116		306,000					
117		306,200					
118		306,400					
119		306,700					
120		307,000					
121		307,400					
122		307,600					
123		307,900					
124		308,200					
125		308,500					

任用 短時 間勤 務職 員	円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700
---------------------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

(紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第34号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項及び第4項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第16条第1項中「定める者」の次に「(第17条の2第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第17条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等に係る請求等が円滑に行われるようとするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例（平成17年紀南環境広域施設組合条例第18号）の一部を次のように改正する。

第20条第3項中を次のように改める。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

(紀南環境広域施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 紀南環境広域施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年紀南

環境広域施設組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第30条の次に次の1条を加える

（休職者の給与等）

第30条の2 法第28条第2項第1号の規定により休職にされた会計年度任用職員の給与については、給与条例第25条第1項及び第5項の規定を準用する。この場合において、同条第5項中「前各項」とあるのは、「第1項」と読み替えるものとする。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（号給の切替え）

第2条 施行日の前日において紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（施行日前の異動者の号給の調整）

第3条 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び管理者の定めるこれに準ずるものとした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第4条 施行日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）第8条の適用については、改正後給与条例第8条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、改正後給与条例第8条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

第5条 改正後給与条例第11条第4項及び第12条第3項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（委任）

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に際し必要な経過措置は、管理者が別に定める。

（地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第7条 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和5年紀南環境広域施設組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

附則第20条第1項及び第6項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改める。

附則別表（附則第2条関係）

号給の切替表

(1) 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10

27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38

55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	

83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90	86			
95	91	87			
96	92	88			
97	93	89			
98	94	90			
99	95	91			
100	96	92			
101	97	93			
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				

111	107				
112	108				
113	109				

令和 7 年 3 月 25 日 専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真砂充敏

## 紀南環境広域施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

紀南環境広域施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年紀南環境広域施設組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削る。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第12条第5項の改正規定（「及び第29条」を削る部分に限る。）並びに第17条第2項第1号ア、第18条第1項及び第48条の改正規定は、公布の日から施行する。

令和7年3月25日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真砂充敏

## 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第20号）の一部を次のように改正する。

第21条第3号及び第4号並びに第22条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(紀南環境広域施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 紀南環境広域施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年紀南環境広域施設組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(紀南環境広域施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第3条 紀南環境広域施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年紀南環境広域施設組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めの例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧刑法第16条に規定する拘留に処せられた者とみなす。

5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

令和7年5月31日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真砂充敏

## 紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例及び紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第2項」の次に「（育児休業法第12条及び第19条第6項において準用する場合を含む。）」を加え、「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第4条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第3条を次のように改める

第3条 削除

第4条第1号中「（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）」を削り、同条第7号を次のように改める。

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

第4条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第4条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第8条中「6月」を「6箇月」に改める。

第11条第1号中「第3条第1号」を「第4条第1号」に改め、同条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第19条第2号を次のように改める。

(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭

和25年法第261号) 第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。次条において同じ)

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に「第61条の2第20項」を「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第22条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成25年紀南環境広域施設組合条例第17号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第17条の2第1項」を「第17条の3第1項」に改める。

第17条の3を第17条の4とする。

第17条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第18号）第22条の2第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
  - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
  - (3) 紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例第22条の2第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
  - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
  - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。
- 3 任命権者は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

令和7年9月1日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真砂充敏

2 定議案第1号

令和6年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算について

令和6年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定に付す。

令和7年11月17日提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真砂充敏

(監査委員の意見書その他添付書類……別冊)

令和6年度 田辺市 紀南環境広域施設組合 岁入歳出決算書

(単位：円)

歳 入	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 分担金及び負担金		125,982,000	115,353,862	115,353,862	0	0	-10,628,138
1 負担金		125,982,000	115,353,862	115,353,862	0	0	-10,628,138
2 使用料及び手数料		12,063,000	11,384,582	11,384,582	0	0	-678,418
3 県支出金		12,063,000	11,384,582	11,384,582	0	0	-678,418
1 県補助金		2,225,000	2,032,000	2,032,000	0	0	-193,000
4 財産収入		2,225,000	2,032,000	2,032,000	0	0	-193,000
1 財産運用収入		59,000	18,045	18,045	0	0	-40,955
5 繰越金		59,000	18,045	18,045	0	0	-40,955
1 繰越金		2,670,000	11,210,372	11,210,372	0	0	8,540,372
6 諸収入		2,670,000	11,210,372	11,210,372	0	0	8,540,372
1 雜入		1,000	84,629	84,629	0	0	83,629
	歳 入 合 計	143,000,000	140,083,490	140,083,490	0	0	-2,916,510

(単位：円)

歳 出 款	項 目	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 議会費		522, 000	382, 921	0	139, 079	139, 079
1 議会費	議会費	522, 000	382, 921	0	139, 079	139, 079
2 総務費		34, 373, 000	29, 286, 644	0	5, 086, 356	5, 086, 356
1 総務管理費	総務管理費	34, 373, 000	29, 286, 644	0	5, 086, 356	5, 086, 356
3 衛生費		107, 105, 000	101, 872, 553	0	5, 232, 447	5, 232, 447
1 清掃費	清掃費	107, 105, 000	101, 872, 553	0	5, 232, 447	5, 232, 447
4 予備費		1, 000, 000	0	0	1, 000, 000	1, 000, 000
1 予備費	予備費	1, 000, 000	0	0	1, 000, 000	1, 000, 000
歳 出 款	合 計	143, 000, 000	131, 542, 118	0	11, 457, 882	11, 457, 882
歳入歳出差引残額						8, 541, 372円

令和7年11月17日提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真砂充敏

令和6年度 田辺市 紀南環境広域施設組合 岁入歳出決算事項別明細書

歳 入		予 算 現 節 額			調 定 額			収 入 済 額			不 納 欠 損 額			収 入 未 済 額			備 考		
款 項 目	内 訳	区 分	金 額																
1 分担金及び負担金																			
	当初 補正	129,489,000 -3,507,000						115,353,862			115,353,862								
	継続費及び繰越事業費																		
	繰越財源充当額	0																	
	計	125,982,000																	
1 負担金																			
	当初 補正	129,489,000 -3,507,000						115,353,862			115,353,862								
	継続費及び繰越事業費																		
	繰越財源充当額	0																	
	計	125,982,000																	
1 負担金																			
	当初 補正	129,489,000 -3,507,000						115,353,862			115,353,862								
	継続費及び繰越事業費																		
	繰越財源充当額	0																	
	計	125,982,000																	
1 総務費負担金																			
	1 総務費負担金	34,158,000						28,101,640			28,101,640								
2 衛生費負担金		91,824,000						87,252,222			87,252,222								

(単位：円)

(単位：円)

款項目	内訳	予算		現額		調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	備考
		区分	分	金額	金額					
3 県支出金	当初 2,308,000 補正 -83,000 継続費及び繰越事業費 繰越財源充当額 0					2,032,000	2,032,000	0	0	0
1 県補助金	当初 2,308,000 補正 -83,000 継続費及び繰越事業費 繰越財源充当額 0					2,032,000	2,032,000	0	0	0
1 衛生費県補助金	当初 2,308,000 補正 -83,000 継続費及び繰越事業費 繰越財源充当額 0					2,032,000	2,032,000	0	0	0
4 財産収入	当初 59,000 補正 0 継続費及び繰越事業費 繰越財源充当額 0					18,045	18,045	0	0	0

(単位：円)

款項項目	内訳	予算		現額		調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	備考
		区分	分	金額	金額					
1 財産運用収入	当初補正	59,000				18,045	18,045	0	0	
	継続費及び繰越事業費 繰越財源充当額	0								
	計	59,000								
1 利子及び配当金	当初補正	59,000				18,045	18,045	0	0	
	継続費及び繰越事業費 繰越財源充当額	0								
	計	59,000								
5 繰越金	当初補正	1,000				11,210,372	11,210,372	0	0	
	継続費及び繰越事業費 繰越財源充当額	0								
	計	2,669,000								
1 繰越金	当初補正	1,000				11,210,372	11,210,372	0	0	
	継続費及び繰越事業費 繰越財源充当額	0								
	計	2,670,000								

(単位：円)

(単位：円)

款項 目 次	入 予 算 内 記 内	現 額		調定額	収入額	不納額	収入未済額	備 考
		区	分					
歳入合計								
		当初	143,701,000		140,083,490		140,083,490	0
		補正	-3,370,000					0
		継続費及び繰越事業費						
		繰越財源充当額	2,669,000					
		計	143,000,000					

(単位：円)

款項目	内訳	予算		現金		支出手数料	翌年度繰越額	不使用額	備考
		区分	金額	区分	金額				
1 議会費	当初補正 継続費及び繰越事業費 繰越額 予備費支出及び流用増 減額 計	522,000 0 0 0 522,000			382,921 継続費過次繰越額 繰越明許費 事故繰越	0 0 0	139,079		
1 議会費	当初補正 継続費及び繰越事業費 繰越額 予備費支出及び流用増 減額 計	522,000 0 0 0 522,000			382,921 継続費過次繰越額 繰越明許費 事故繰越	0 0 0	139,079		
1 議会費	当初補正 継続費及び繰越事業費 繰越額 予備費支出及び流用増 減額 計	522,000 0 0 0 522,000			382,921 継続費過次繰越額 繰越明許費 事故繰越	0 0 0	139,079		
4 共済費		40,000		39,858					議長報酬 15,000 副議長報酬 12,000 議員報酬 223,500 旅費から流用 4,500
8 旅費		91,500		22,957				68,543	総合事務組合負担金（非常勤職員 公務災害補償分） 22,957 費用弁償 4,500
9 交際費		70,000		0					70,000

(単位：円)

款項目	内訳	予算現額		支出額	翌年度繰越額	不用量額	備考
		区分	金額				
2 総務費		10 需用費 11 役務費	10,000 60,000	9,614 59,992	29,286,644 繰越明許費 事故繰越	386 8 3,56	消耗品費 通信費
	当初 補正 繰越額 予備費支出及び流用増 減額 計	34,373,000 0 0 0 34,373,000			0 0 0	5,086,356	
1 総務管理費		当 初 補正 繰 越 額 予 備 費 支 出 及 び 流 用 增 減 額 計	34,373,000 0 0 0 34,373,000		29,286,644 繰越明許費 事故繰越	5,086,356	
1 一般管理費		当 初 補正 繰 越 額 予 備 費 支 出 及 び 流 用 增 減 額 計	34,373,000 0 0 0 34,373,000		29,286,644 繰越明許費 事故繰越	5,086,356	
	1 領酬	2,238,374	2,238,374			0	監査委員報酬 会計年度任用職員報酬 管理者報酬 副管理者報酬 給料から流用 旅費から流用
						90,000	1,992,874 18,000 137,500 212,874 2,500

(単位：円)

款項目	内訳	予算現額		翌年度額	越額	不用途額	備考
		区分	金額				
	2 給料	13,143,126	11,698,644			1,444,482	一般職給 報酬～流用
	3 職員手当等	9,870,000	7,895,286			1,974,714	扶養手当 通勤手当 住居手当 管理職手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 期末手当 勤勉手当 管理職員特別勤務手当 児童手当
							451,000 189,600 336,000 622,800 91,786 10,296 3,142,194 2,538,610 33,000 480,000
4 共済費		5,007,000	4,159,223			847,777	公務災害補償基金負担金 総合事務組合負担金（非常勤職員 公務災害補償分） 市町村職員共済組合負担金
							42,313 5,329 4,111,581
8 旅費		238,500	213,519			24,981	費用弁償 普通旅費 報酬～流用
9 交際費		70,000	0			70,000	
10 需用費		973,000	483,255			489,745	消耗品費 食糧費 施設修繕料 車両修繕料 車両燃料費
11 役務費		662,000	595,975			66,025	通信費 車両保険料 車検手数料 火災保険料
							232,873 36,270 17,200 54,026

(単位：円)

(単位：円)

款項目	内訳	予算		現額		翌年額	度越額	不用量	備考	
		区分	金額	支出額	済額					
3 衛生費	当初補正 継続費及び繰越事業費 繰越額 予備費支出及び流用増 減額 計	107,806,000 -3,370,000 2,669,000 0 107,105,000		101,872,553 継続費過次繰越額 繰越明許費 事故繰越 0		0 0 0 0	0 0	5,232,447		
1 清掃費	当初補正 継続費及び繰越事業費 繰越額 予備費支出及び流用増 減額 計	107,806,000 -3,370,000 2,669,000 0 107,105,000		101,872,553 継続費過次繰越額 繰越明許費 事故繰越 0		0 0 0 0	0 0	5,232,447		
1 廃棄物処理費	当初補正 継続費及び繰越事業費 繰越額 予備費支出及び流用増 減額 計	107,806,000 -3,370,000 2,669,000 0 107,105,000		101,872,553 継続費過次繰越額 繰越明許費 事故繰越 0		0 0 0 0	0 0	5,232,447		
	10 需用費	23,191,050		23,191,050				0 消耗品費 光熱水費 薬剤費 施設修繕料 車両修繕料 器具修繕料 車両燃料費 役務費から流用 11 役務費	58,810 3,633,365 15,449,591 2,872,100 561,275 43,670 572,239 21,050 166,000	
								546,550	989,400	

(単位：円)

款項項目	内訳	予算		現額		翌年度額	繰越額	不用量	備考
		区分	金額	支出額	済額				
12 委託料	26,638,000	25,674,000				964,000	測量委託料 システム機器保守委託料 汚泥清掃委託料 施設運転管理業務委託料	990,000 121,000	
13 使用料及び賃借料	753,000	668,668				84,332	車両・機械・器具・備料	23,760,000	
14 工事請負費	1,652,000	677,996				974,004	最終処分場整備工事費		
15 原材料費	522,000	386,405				135,595	処理場用材料費		
18 負担金補助及び交付金	42,889,000	40,887,807				2,001,193	地域振興事業費負担金 (繰越明許分)	38,218,807	
24 積立金	9,897,000	9,370,627				526,373	廃棄物最終処分場運営適正化基金 積立金	2,669,000	
26 公課費	27,000	26,600				400	自動車重量税		
4 予備費	当初 1,000,000 補正 0 繰越費及び繰越事業費 0 予備費支出及び流用増額 0 計 1,000,000				0 繼続費・通次繰越額 繰越明許費 事故繰越	0 0 0	1,000,000		

(単位：円)

款項目	歳出	予算額	現金		翌年度額	越額	不用量	備考
			内訳	区分				
1 予備費		1,000,000			0	0	1,000,000	
	当初補正	1,000,000			0	0	0	
	継続費及び繰越事業費	0			0	0	0	
	繰越額	0			0	0	0	
	予備費支出及び流用増減額	0			0	0	0	
	計	1,000,000			0	0	0	
1 予備費		1,000,000			0	0	1,000,000	
	当初補正	1,000,000			0	0	0	
	継続費及び繰越事業費	0			0	0	0	
	繰越額	0			0	0	0	
	予備費支出及び流用増減額	0			0	0	0	
	計	1,000,000			0	0	0	
歳出合計		143,701,000			131,542,118	0	11,457,882	
	当初	143,701,000			0	0	0	
	補正	-3,370,000			0	0	0	
	継続費及び繰越事業費	2,669,000			0	0	0	
	繰越額	0			0	0	0	
	予備費支出及び流用増減額	0			0	0	0	
	計	143,000,000			0	0	0	

令和 6 年度 紀南環境広域施設組合  
実質収支に関する調書

						(単位 : 千円)
区			分			金額
1	歳	入	総額			1 4 0, 0 8 3
2	歳	出	総額			1 3 1, 5 4 2
3	歳	入	出	差引額		8, 5 4 1
4	翌年度へ繰り越		(1) 繼続費	過次繰越額		0
			(2) 繰越明許費	繰越額		0
			(3) 事故繰越し	繰越額		0
			計			0
5	実質額	質	収支額			8, 5 4 1
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額					0

財産に関する調書

1 公有財産

(1) 土地及び建物

(単位: m<sup>2</sup>)

区分	土地	地 (地積)	建				物			
			木	造 (延面積)	非	木	造 (延面積)	延	面	積
前年度未現在高	決算年度中増減高	前年度未現在高	前年度未現在高	決算年度中増減高	前年度未現在高	決算年度未現在高	前年度未現在高	決算年度中増減高	前年度未現在高	決算年度未現在高
行政財産	148,042.13	—	148,042.13	—	—	—	1,191.05	—	1,191.05	—

(2) 山林

(3) 動産

(4) 無体財産権

(5) 有価証券

(6) 出資による権利

(7) 財産の信託の受益権

(8) 財産の信託の受益権

2 物品

区分	前年度未現在	決算年度中増減高	決算年度未現在高
普通乗用車	1	—	1
軽四輪乗用車	0	—	0
普通貨物車	1	—	1
軽四輪貨物車	1	—	1
建設機械	3	—	3

3 債権

4 基金

名 称	区分	前年度未現在高	決算年度中増減高	決算年度未現在高
廃棄物最終処分場運営適正化基金	現金	40,040,220	9,370,627	49,410,847
合計		40,040,220	9,370,627	49,410,847

2 定議案第 2 号

監査委員の選任につき同意を求めるについて

本組合監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 11 月 17 日提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

提案理由

任期満了による。